

共同研究「リスクマップ情報システム」の試行における
システムの利用に関する約款

リスクマップ情報システム（以下、本システムという）を利用する方は、共同研究「リスクマップ情報システム」（以下、本研究という）の試行におけるシステムの利用に関する約款（以下、本約款という）に同意したものとみなします。

1. 本システムの著作権その他一切の利権は横浜国立大学先端科学高等研究院リスク共生社会創造センター（以下、甲という）に帰属します。
2. 本システムは、甲及びリスクセンス研究会（以下、乙という）による本研究の一環で運用するものであり、LCB 式組織の健康診断による診断結果と、本システムにおける所定のリスクアセスメント結果とを関連付けて、リスクレベルに関する数値のグラフ及び表をウェブブラウザで表示させる一連の仕組みです。
3. 本システムの機能を変更することがあります。
4. 本システムの利用者は目的外の利用はできません。
5. 本システムは企業及び個人を特定する情報を含みません。
6. 本システムを利用できるのは、本研究において次の①及び②から選定したユーザーとします。これらのユーザーは、本システムの将来的な実装に向けた改良及び有効性の検証等の為に本システムを利用し本研究にフィードバックすることとします。
 - ①LCB 式組織の健康診断[®]検定を過去に受診したユーザー
 - ②上記以外で本研究のメンバーが本システムの利用を推薦するユーザー
7. 本システムを利用したことによる一切の不利益について、甲及び乙は責任を負いません。
8. 本システムを利用した方は、その利用により得られた結果及び成果を、本システムの改良及び諸研究の目的で甲及び又は乙が求めた場合は無償で甲に提供するものとします。
9. 本システムの利用者に個別に発行した ID 及びパスワードは他者と共有できません。
10. ID、パスワードの不正な利用があった場合にはそれらを無効にすることがあります。

1 1. 本システムの利用の中止を希望する場合は、利用者からの申し出に基づき ID、パスワードを無効にします。

1 2. 本システムは、災害その他の理由により停止することがあります。この場合に利用者に生じた一切の損害について甲及び乙は責任及び義務を負わないものとします。

1 3. 本約款は予告や合意なしに変更することがあります。変更後も継続して利用する場合は変更内容に同意したものとします。

附則

1. 本約款は横浜国立大学先端科学高等研究院リスク共生社会創造センターが管理運用します。

2. 本約款は 2022 年 6 月 27 日から施行します。

2022 年 6 月 27 日制定